

# 乙第 5 号証

## 2025年度新賃金及び夏季手当に関する協定書

2025年度新賃金及び夏季手当について、次のとおり支給する。

### 1. 新賃金

#### (1) 対象者

2025年4月1日に在職する社員、契約社員（A1、A2、A3、A4）及び臨時雇用社員

#### (2) 改訂内容

##### ・社員

2025年4月1日現在の賃金を4号俸分引き上げる定期昇給に加え、基本給を一律8,000円引き上げる

##### ・契約社員（A1、A2、A3、A4）、臨時雇用社員

2025年4月1日現在の賃金を4号俸分引き上げる定期昇給（A1、A2に限る）に加え、基本給を一律10,000円引き上げる

#### (3) 精算日

2025年6月10日以降、準備出来次第

#### (4) その他

その他の取扱いについては、給与規程、契約社員給与規程等による

### 2. 夏季手当

#### (1) 対象者

2025年6月15日に在職する社員、契約社員及びパート社員

なお、勤続6ヶ月未満の者は規定の通り支給対象外となる

#### (2) 支給内容

社員：（基準内賃金※+扶養家族手当）× 2.5ヶ月+「一時金」

継続社員：（基準内賃金※+扶養家族手当）× 2.5ヶ月+「一時金」×1.5

再雇用社員：（基準内賃金※+扶養家族手当）× 1.25ヶ月+「一時金」

契約社員（A1・A2）：（基準内賃金※+扶養家族手当）× 1.0ヶ月+「一時金」

契約社員（バス）：（基準内賃金※+扶養家族手当）×（1.0+0.4ヶ月）+「一時金」

契約社員（営業・遺失・介助・旧月額）

：（基準内賃金※+扶養家族手当）×（1.0+0.6ヶ月）+「一時金」

パート社員（週20時間以上）： 2万円

パート社員（週20時間未満）： 1万円

※基準内賃金のうち、日額の職務手当は従前の通り計算対象外となる。

なお、「一時金」は3万円とする。

#### (3) 支給日

2025年7月1日以降、準備出来次第

#### (4) その他

その他の取扱いについては、給与規程、契約社員給与規程、パート社員等就業規則等による。

2025年6月12日

株式会社 関西新幹線サービス  
代表取締役社長 小松 修治



JR サービス 労働  
執行委員長 柳楽

